

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
平成30年6月13日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所	愛知県名古屋市中区東新町1番地
氏 名	中部電力株式会社
	代表取締役社長 勝野 哲
	社長執行役員
電話番号	052-951-8211
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	中部電力株式会社 変圧器リサイクルセンター
事業場の所在地	愛知県海部郡飛島村東浜三丁目5番地1
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	33 電気業
②事業の規模	処理対象：当社保有の低濃度PCB含有柱上変圧器の容器、部材 処理能力：最大100 t／日（360台／日）、24時間連続操業
③従業員数	約100名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	自社の低濃度PCB含有柱上変圧器置場から搬送受入した低濃度PCB含有柱上変圧器を解体し、容器、鉄芯、コイルなどの構成部材ごとに分別する。各部材は、溶剤洗浄処理方式にて低濃度PCB含有絶縁油を除去し、無害化する。 特別管理産業廃棄物は操業において発生するのと廃業に伴い設備残材から発生する。その処理は、処分業者に委託し、焼却処分を行う。 ・特定有害産業廃棄物（廃PCB等）：廃絶縁油、使用済洗浄溶剤等 ・特定有害産業廃棄物（PCB汚染物）：廃碍子、ウエス、作業具等 ・特定有害産業廃棄物（廃油）：分析廃液 ・廃酸：pH2.0以下の分析廃液

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 変圧器リサイクルセンター所長 (産業廃棄物中間処理施設技術管理士および特別管理産業廃棄物管理責任者) 変圧器リサイクルセンター作業員			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり。 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	別紙のとおり。 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1 分別している特別管理産業廃棄物の種類 事業所内で発生する特別管理産業廃棄物の種類は以下のとおりである。 (1) 特定有害産業廃棄物（廃PCB等）：洗浄工程において、溶剤洗浄処理方式で洗浄した柱上変圧器の部材洗浄後溶剤を蒸留し、分離回収した柱上変圧器に使われていた低濃度PCB含有絶縁油 (2) 特定有害産業廃棄物（PCB汚染物）：運転、保守などの作業に伴って発生したPCB含有のウエス、汚泥、ドレン水および柱上変圧器から取り外したPCBが付着した密封されたアスベスト含有パッキンを使った碍子 (3) 特定有害産業廃棄物（廃油）：分析工程において、分析作業に伴い発生した引火性廃油 (4) 廃酸：分析工程において、分析作業に伴い発生したpH2.0以下の分析廃液 2 分別に関する取組 作業工程ごとに発生した特別管理産業廃棄物は、種類ごとに分別し、ドラム缶等の密閉容器に収納して保管する。また、アスベスト含有パッキンを使った碍子は、分解せずに密封状態のまま密閉容器に収納し保管する。これらは、特別管理産業廃棄物管理責任者が指名した作業員により一括管理している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 操業に伴い発生する特別管理産業廃棄物の分別は現状と同様である。廃業に伴い発生する特別管理産業廃棄物も、発生する機器単位で種類ごとに分別し、ドラム缶等の密閉容器に収納して保管する。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成２９年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり。	
	全処理委託量	別紙のとおり。 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり。 t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり。 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり。 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり。 t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		

(第5面)

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	別紙のとおり。	
		全 処 理 委 託 量	別紙のとおり。 t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり。 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり。 t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり。 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり。 t	t
		(今後実施する予定の取組) 特になし。		
	※事務処理欄			

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成２９年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物			廃酸
		廃ＰＣＢ等	ＰＣＢ汚染物	廃油	
	排 出 量	８３．７２ｔ	３８．７ｔ	０．１４ｔ	１．６６ｔ
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物			廃酸
		廃ＰＣＢ等	ＰＣＢ汚染物	廃油	
	排 出 量	１７５．６６ｔ	５８．４１ｔ	０．０６ｔ	０．６６ｔ

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成２９年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物			廃酸
		廃ＰＣＢ等	ＰＣＢ汚染物	廃油	
	全処理委託量	８３．７２ｔ	３８．７ｔ	０．１４ｔ	１．６６ｔ
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	０ｔ	０ｔ	０．１４ｔ	０ｔ
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	８３．７２ｔ	３８．７ｔ	０．１４ｔ	１．６６ｔ
②計画	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害産業廃棄物			廃酸
		廃ＰＣＢ等	ＰＣＢ汚染物	廃油	
	全処理委託量	１７５．６６ｔ	５８．４１ｔ	０．０６ｔ	０．６６ｔ
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	０ｔ	４０．３６＊ｔ	０．０６ｔ	０ｔ
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	０ｔ	０ｔ	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	０ｔ	４０．３６＊ｔ	０ｔ	０ｔ
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	１７５．６６ｔ	１８．０５ｔ	０．０６ｔ	０．６６ｔ

＊：ＰＣＢ汚染物の委託量には、優良認定と認定熱回収の両方認定の業者への量をそれぞれ含んでいる。

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。